

保留にならないためには…？

以下の手続きをしてください。

☆ 申請年1月1日現在大田区に居住していた方

⇒ 税(所得税または住民税)の申告を済ませてください。

※ 所得のない方(被扶養者を除く)や、税務署で「申告の必要はありません。」と言われた方も、

収入の有無にかかわらず申告は必要です！！

申告先：大田区役所課税課(区役所本庁舎4階)

【申告方法等の問合せ先】

- 大森地区：03(5744)1194
- 調布地区：03(5744)1195
- 蒲田地区：03(5744)1196

☆ 申請年1月2日以降大田区へ転入した方

⇒ 申請年1月1日現在に住民登録のあった区市町村で発行される申請年の住民税課税通知書、納税通知書または課税証明書(所得金額・扶養者が明記されているもの、コピー不可)のいずれかを、教育委員会学務課学事係へ提出してください。

※ 提出の際は、お子様の氏名・生年月日・学校名を記載したメモを同封してください。

☆ 申請年1月1日現在国外に住んでいた方は、教育委員会学務課学事係へお問い合わせください。